

(第1面)

受付時に記入

特別管理産業廃棄物処理業の
事業範囲変更許可申請書

■住所等は、個人が申請する場合は
住民票のとおり記載すること
■法人が申請する場合は履歴事項
全部証明書のとおりに記載すること

和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

申請者

郵便番号 310-8555

住 所 茨城県水戸市笠原町978番6

氏 名 茨城産廃株式会社

代表取締役 茨城 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 029-301-3033

■現在の許可証の「許可の年月日」
を記載すること
■許可証の許可番号の下6桁を記
載すること

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物
収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請し
ます。

■申請する事業区分を記載すること。

許可の年月日及び許可番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
事業区分	収集運搬業
積替え保管を除く 別表2・3のとおり	
変更する理由を記 載すること	容 別表2・3のとおり
変 更 理 由	顧客の要望により申請する
変更に係る事業の用に供する施設 の種類、数量、設置場所、設置年 月日、処理能力、許可年月日及び 許可番号(産業廃棄物処理施設の 設置の許可を受けている場合に限 る。)	清掃車 1台 オープンドラム 10個
変更に係る事業の用に供する施設 の処理方式、構造及び設備の概要	特になし
※事 務 処 理 欄	

■「別表2(変更前)のとおり」と記入
し、現在の許可証の事業の範囲を別表2
に記入して添付すること。
■有害物質を含む特別管理産業廃棄物を
取り扱う場合には併せて別表3を使用す
ること。

■「別表2のとおり」と記入し、追加す
る品目等変更の内容を別表1に記入し
て添付すること
■有害物質を含む特別管理産業廃棄物
を取り扱う場合には併せて別表3を使
用すること。

■変更に伴い追加する施設を記載す
ること。
■車両や容器は、その種類ごとに、数
量を記載すること。
車両〇種類〇台、容器〇種類〇個は×

A列4番)

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	性別	生 年 月 日	本 籍 所
	男・女		履歴事項全部証明書の記載のとおり
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称	住 所		
いばらきさんばいかぶしがいいしゃ 茨城産廃株式会社	茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6		

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(ふりがな) 氏 名	性別	生 年 月 日	本 籍 所
	男・女		
	男・女		
	男・女		

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	性別	生 年 月 日	本 籍 所
いばらき たろう 茨城 太郎	男・女	昭和11年1月11日	茨城県水戸市笠原町978番6
		代表取締役	同上
いばらき じろう 茨城 次郎	男・女	昭和22年2月22日	茨城県土浦市真鍋5丁目17番26号
		取締役	同上
いばらき はなこ 茨城 花子	男・女	昭和33年3月3日	茨城県常陸太田市山下町4119番地
		監査役	茨城県筑西市二木成615
	男・女		
	男・女		
	男・女		
	男・女		
	男・女		
	男・女		

ふりがなや性別に記載漏れがないようすること。

住民票の記載どおり記入すること。
一丁目2番を1-2などと記載しないこと。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	1,000株			出資の額	1,000万円
(ふりがな) 氏名又は名称	性別	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
			割 合	住	所
いばらき たろう 茨城 太郎	男・女	昭和11年 11月11日	500株 50%	茨城県水戸市笠原町978番6	同上
み と かずお 水戸 一男	男・女	昭和44年 4月4日	300株 30%	茨城県鉾田市鉾田1367番地の3	同上
かぶしきがいしゃ 株式会社 いばらきしょうかい 茨城商会	男・女	代表取締役 笠原 次子	200株 20%	茨城県水戸市笠原町978番25	
残りの株式は5%未 満の株主が保有して いる。	男・女				

■持株が100分の5未満の株主がいる場合には、記載例のように、その旨を記入してください。

■法人が株主の場合は代表者の役職と氏名を記入。

■法人は本店所在地を記入。

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	性別	生 年 月 日	本	籍
		役 職 名 ・ 呼 称	住	所
み と じろう 水戸 二郎	男・女	昭和42年6月25日 営業部長	茨城県鉾田市鉾田1367番地の3	同上
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			

政令6条の10に規定する
使用人がある場合は記入。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画概要書(収集運搬業)

(変更許可申請時に変更部分を明確に記載すること)

1. 事業の全体計画

現在、当社は既に産業廃棄物収集運搬業を営んでおりますが、顧客からの要望により新たに汚泥の収集運搬事業を行いたく、今回許可の申請をいたします。

収集運搬業に当たっては廃棄物処理法等を遵守し、顧客から指定された運搬先まで産業廃棄物の運搬を行います。

■具体的な排出事業者の名称及び所在地(代表的なもの1つで可。番地含む)を記載すること。

■予定排出事業者の所在地が茨城県外の場合には、下記の記載例のように、「事業者名・住所・(茨城県内の事業所)」というふうに記載すること。

■「紙くず」や「動植物性残さ」といった特定の事業活動に伴って排出される産業廃棄物については、その要件を満たす排出事業者を記載すること。

2. 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月 又は m ³ /月)	性 状	排出事業者の 及び所在地	積替え又は保管 を行う場合には 積替え又は保管 場所の所在地	予定運搬先の名称 及び所在地(処分場 の名称及び所在地)
1	汚泥	5t/月	泥状	(株)〇〇工業 千葉県〇〇市〇町1-3 (茨城県内の現場)	なし	〇〇興業(株) 茨城県水戸市〇〇 5 6
2	事業範囲変更許可申請に伴い新たに追加する品目のみ記載すること。					
3						
4						
5						
6						
7						
8						

処分先は具体的な処分業者等の名称及び処分場等の所在地(番地含む)を記載すること。
処分場を持たない事業者や積替え保管施設等を有さない事業者は予定運搬先として認められないので注意すること。

備考 取扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両の一覧

	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	脱着装置付コンテナ専用車	水戸 100 あ 11-11	3,800	(所有者) 株式会社 環境〇〇	
2	キャブオーバ	つくば 100 い 22-22	8,000	(所有者) 株式会社 〇〇リース (使用者) 株式会社 環境〇〇	
3					
4					
5					
6					
7					
8					

車検証のとおり記載し、「ユニック車」のような表記はしないこと。

運搬車両の賃貸借契約書や使用承諾書等が必要になる例としては、次のようなものがあります。

(なお、新規許可申請時のみ必要です。)

- ①自動車検査証の使用者の氏名又は名称が申請者と異なる場合(申請者が法人の場合には、役員個人が使用者である場合も含む)
- ②自動車検査証の使用者の氏名又は名称が「***」となっており、かつ、所有者の氏名又は名称が申請者と異なる場合

船舶検査証のとおり記載してください。

9	船舶 (タンク船)				
10					
事務所の所在地		茨城県水戸市笠原町 978 番 6			
駐車場の所在地		茨城県水戸市笠原町 978 番 25			

変更に係る事業の用に供する運搬施設のみ記載してください。

記載例は、変更許可申請で汚泥及び石綿含有産業廃棄物を追加するにあたり、それらの品目を従来から使用しているダンプ及び新しく追加する清掃車で収集運搬する場合のものです。

なお、変更許可申請において新しく追加する運搬車両のみ、自動車検査証の写し、運搬車両の写真及び運搬車両の使用権限を有することを証する書類(使用権限を有していない場合)が必要になります。

(2) その他の運搬施設

産業廃棄物の収集運搬に容器ごとの個数等の情報を記載してください。

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
オープンドラム缶(蓋付き)	汚泥	〇m ³	〇個

特別管理産業廃棄物の収集運搬に容器を用いる場合には、記載漏れがないようにしてください。

[illegible][illegible][illegible]

(3) 積替施設又は保管施設の概要

①所在地

茨城県筑西市〇〇町 1 2 3 4 5

②保管する産業廃棄物の種類及び保管数量

汚泥

〇〇m²

※積替施設又は保管施設がない場合は該当がない旨を記載。

- ・ 事前に積替保管施設の設置許可を受けている場合には、その施設の
詳細について記すこと。

※ 積替え保管施設は事前に施設の設置許可を受けている必要がある。
設置許可については当課施設グループに相談すること。

- ・ 積替保管施設を有しない場合は、「該当なし」と記入する。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員を含む。）

- (1) 車両毎の用途
 ダンプ：汚泥（オープンドラム缶を使用）

 清掃車：汚泥
- (2) 収集運搬を行う時間
 月曜日から金曜日午前9時から午後5時まで
- (3) 休業日
 土日、祝祭日

従業員数内訳

役員や他の従業員を兼任している場合には、括弧書き等でその旨が分かるように記載すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3 人	0 人	0 人	(役員1人兼任) 2 人	5 人	5 人	営業 5 人	19 人

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

飛散・流出防止対策

運搬に際しては、荷台をシートで覆い、ロープで固定する。

汚泥の運搬に際しては、清掃車又はオープンドラム缶を使用する。

悪臭対策

臭いの発生するものについては、清掃車又はオープンドラム缶を使用し、密閉して運搬することで、悪臭が外部に漏れることを防止する。

その他

運搬に際しては、産業廃棄物の収集・運搬基準を遵守する。

個々の産業廃棄物の特性に合わせた取扱い方法を運転手に周知する。

車両及び容器は必要に応じて洗車、清掃を行い清潔に保つ。

交通法規を遵守する。

積替え保管を行わない場合は、その旨を記入すること。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

- ・悪臭対策として密閉式のコンテナを使用する

(3) その他

なし

運 搬 車 両 の 写 真

自動車登録番号又は車両番号

水戸 100 い 11-11

前
面
写
真



注意事項

- ・車両の前面（真正面）を全体が写るように撮影。
- ・ナンバープレートを確認できるもの。
- ・写真はカラーとすること

側
面
写
真

注意事項

- ・車両の側面（真横）を全体が写るように撮影。
- ・名称等の車体の表示を確認できるもの。
- ・不正改造車両（さし枠等）を使用しないこと。
- ・既に許可を有している場合には車体の表示も確認できるように撮影すること。

- 車体の表示事項
- ①「産業廃棄物収集運搬車」
 - ②「会社名（事業者名）」
 - ③「固有番号（許可番号の下6桁）」

※車体の表示が読み取れない場合には、
表示部分を拡大した写真も添付すること。



産業廃棄物収集運搬車
茨城産廃株式会社
〇〇〇〇〇〇号

© dak

撮影

年 月 日

運 搬 船 舶 の 写 真

船 名			
前 面 写 真	注意事項 ・ 船舶の前面（真正面）を撮影すること。 ・ 写真はカラーとすること（画像データをカラー印刷したものも可）		
側 面 写 真	注意事項 ・ 船舶の側面（真横）を撮影すること。 ・ 写真はカラーとすること（画像データをカラー印刷したものも可）		
	撮影	年	月 日

運 搬 容 器 の 写 真

運搬容器等の名称	コンテナ	用途	木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）
注意事項 ・ 容器の全体が写るように撮影すること ・ 蓋付きの容器の場合には、蓋や留め金が見えるように撮影すること ・ 実物を撮影すること ・ 同じ容器が複数ある場合には、そのうちの1つを撮影すること			
		撮影	年 月 日
運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
注意事項 ・ 容器の全体が写るように撮影すること ・ 蓋付きの容器の場合には、蓋や留め金が見えるように撮影すること ・ 実物を撮影すること ・ 同じ容器が複数ある場合には、そのうちの1つを撮影すること			
		撮影	年 月 日

主たる事務所の付近の見取図

所在地の住所を
記載すること

所在地 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

見 取 図

注意事項

- ・ 住宅地図の貼付でも可
- ・ インターネットから入手した地図の貼付でも可
- ・ 複数の主たる事務所がある場合はそれぞれの見取図を貼付すること
- ・ 事務所，事業所の近くに目印となる建物等がある場合は名称を記載すること

駐車場付近の見取図

所在地 茨城県水戸市笠原町 978 番 25
面積 500 m²
面積

土地登記簿や賃貸借契約書の地番と住居表示が異なる場合には、括弧書き等で併記すること。

所在地の住所及び面積を記載すること

見 取 図

- ・住宅地図の貼付でも可
- ・インターネットから入手した地図の貼付でも可
- ・車庫が複数ある場合はそれぞれの見取図を貼付すること
- ・事務所、事業所の近くに目印となる建物等がある場合は名称を記載すること

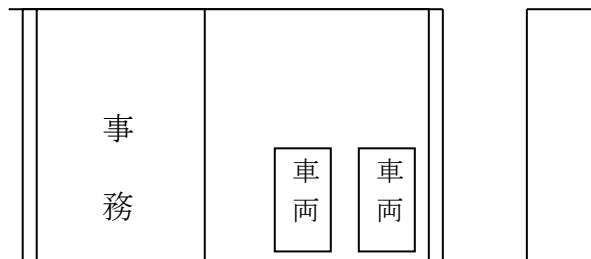
駐車場内配置図

注意事項

- ・車庫内部の配置図を記載すること
- ・入り口、建屋などがあれば記載すること
- ・車庫が複数ある場合はそれぞれの配置図を貼付すること
- ・駐車スペースを四角等で分かるように記入すること（車両台数分）

（記載例）

県道○号



(第1面)

提出時に記入

特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	
令和〇年〇月〇日	
茨城県知事 大井川 和彦	
申請者	
郵便番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇	
住所 茨城県水戸市笠原町 978番6	
氏名 茨城産廃株式会社	
代表取締役 茨城 太郎	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 029-301-3033	
■現在の許可証の「許可の年月日」を記載すること ■許可証の許可番号の下6桁を記載すること	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
許可の年月日及び許可番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇〇号
区分	処分業
申請する事業区分を記載すること	
中和	別表2・3のとおり
■処分方法ごとに別表1を作成。	
焼却	別表2・3のとおり
顧客の要望により申請するもの	
変更理由	変更する理由を記載すること。
焼却施設	設置場所 茨城県水戸市〇〇町〇〇番地 処理能力 〇〇 t / (〇時間) 許可年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 許可番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
焼却	詳細は別添「事業計画概要書のとおり」
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※事務処理欄	

事業計画概要書(処分業)

(変更許可申請時に変更部分を明確に記載すること)

1. 事業計画の全体計画

現在、当社は既に特別管理産業廃棄物処分業を営んでおりますが、顧客からの要望により新たに廃油、感染性廃棄物、燃え殻の処分事業を行いたく、今回許可の申請をいたします。

処分業に当たっては特別管理廃棄物処理法等を遵守し、処分行為を行います。

具体的な排出事業者の名称及び所在地(代表的なもの1つで可。番地含む)を記載すること。

予定排出事業者の所在地が茨城県外の場合には、下記の記載例のように、「事業者名・住所・(茨城県内の事業所)」というふうに記載すること。

「紙くず」や「動植物性残さ」といった特定の事業活動に伴って排出される産業廃棄物については、その要件を満たす排出事業者を記載すること。

2. 処分する特別管理産業廃棄物の種類及び

	特別管理 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月 又は m ³ /月)	性 状	排出事業者の 名称及び所在地	処分方法	処分後の廃棄物の 予定処分先の名称 及び所在地(処分場 の名称及び所在地)
1	廃油	50 t /月	固形	(株)〇〇工業 千葉県〇〇市〇町1-3 (茨城県内の現場)	焼却	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇〇
2	感染性産業 廃棄物	50 t /月	固形	〇〇総合病院 茨城県日立市〇〇	焼却	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇〇
3	燃え殻	50 t /月	粉状	(株)〇〇建設 栃木県〇〇市〇町2-1 (茨城県内の現場)	焼却	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇〇
4	事業範囲変更許可申請に伴い新たに追加する品目のみ記載すること。					
5						
6						
7					処分先は具体的な処分業者等の名称及び 処分場等の所在地(番地含む)を記載すること。 処分場を持たない事業者や積替え保管施設等を有さない事業者は予定運搬先として認められないので注意すること。	
8						

備考 取扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 中間処理施設の概要	
処理施設の種類	焼却施設
設置場所	茨城県水戸市〇〇町〇〇番地
設置年月日 (使用前検査結果通知の日付 を記載すること)	〇〇年〇〇月〇〇日
処理能力	〇〇 t / 日 (8 時間)
廃棄物の種類	廃油 (揮発油、灯油類及び軽油類に限る。)、感染性産業廃棄物、 燃え殻 (鉛又はその化合物を含むものに限る。)
処理施設の処理方式及び施設の概要	処理方式 焼却 概要 キルン、焼却炉、電機集塵機、煙突
環境保全設備の概要	定期的に排気ガス、ダイオキシン類の検査を行うとともに、保守点検に十分配慮する。また、火災が発生しないよう、十分注意する。 焼却後の燃え殻が飛散しないよう、容器内に入れて保管する。 保管施設は飛散防止のために囲いを設ける

4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員を含む。）

（１）施設ごとの用途

・焼却施設

廃油（揮発油、灯油類及び軽油類に限る。）、感染性産業廃棄物、燃え殻（鉛又はその化合物を含むものに限る。）を油圧ショベルでピットに投入し、連続投入装置により、焼却炉に投入し、800℃以上に昇温、焼却する。

（２）処分業務を行う時間

月曜日から金曜日午前 9 時から午後 5 時まで

（３）休業日

土日、祝祭日

従業員数内訳

役員や他の従業員を兼任している場合には、括弧書き等でその旨が分かるように記載すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令 6 条の 10 で準用する第 4 条の 7 に規定する使用人	相談役, 顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3 人	0 人	0 人	(役員 1 人兼任) 2 人	5 人	5 人	営業 5 人	19 人

5. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

定期的に排気ガス、ダイオキシン類の検査を行うとともに、保守点検に十分配慮する。また、火災が発生しないよう、十分注意する。

(2) 保管施設において講ずる措置

環境保全のため、保管の場所から産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が発生しないよう留意し、保管に伴い汚水が生じる場合にあっては、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝などを設けるとともに、底面をコンクリート舗装している。

また、適正保管量を超えないようにするよう留意するとともに、産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出し、保管場所には、ネズミ、蚊、ハエその他の害虫が発生しないよう清潔保持に心掛ける。

(3) 最終処分場で講ずる措置

(4) その他

処分後の産業廃棄物の処理方法

処分後の産業廃棄物の種類	ばいじん	
発生量（t / 月 又は m ³ / 月）	100kg / 月	
処理方法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名) ○○環境㈱
		(所在地) 茨城県笠間市○○町○○番地
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 (該当するものに○を付けてください) 具体的な方法 ○○環境㈱で埋立処分する	

特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者及び設備等の概要

(感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く)

取り扱う特別管理 産業廃棄物の種類		廃油（揮発油、灯油類及び軽油類に限る。）、燃え殻（鉛又はその化合物を含むものに限る。）
確認すべき成分等の 種類		引火点、鉛又はその化合物
確認すべき成分等を 分析する設備の種類 及び設置基数		原子吸光光度計 1基 ガスマトグラフ装置 1基 分光高度計 1基 引火点測定装置 1基
分析設備の設置場所		茨城県水戸市〇〇町〇〇番地
性状の 分析を 行う者	職 氏 名	検査係長 〇〇 〇〇
	学歴，資格の状況	〇〇大学 工学部 卒業
	分 析 経 験 年 数	〇〇年
備 考		

備考 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が性状の分析について十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類（資格及び分析検査の実務に従事した経験年数を証する書類（例）職務経歴書、資格証等）を添付すること。

施設の付近の見取図

所 在 地	茨城県水戸市〇〇町〇〇番地
面 積	1,000 平方メートル

見 取 図

注意事項

- ・ 住宅地図の貼付でも可
- ・ インターネットから入手した地図の貼付でも可
- ・ 施設が複数ある場合はそれぞれの見取図を貼付すること
- ・ 事務所、事業所の近くに目印となる建物等がある場合は名称を記載すること

施設内配置図

注意事項

- ・ 施設内部の配置図を記載すること
- ・ 入り口、建屋などがあれば記載すること
- ・ 施設が複数ある場合はそれぞれの配置図を貼付すること
- ・ 破砕機、焼却炉等の施設の配置場所を明確に示すこと

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額（千円）	
事業の開始に要する資金の総額	25,000	
	土地	購入費 5,000
	事務所 1	造成費 2,500 建設費 5,000
	事務所 2	造成費 1,500 建設費 3,000
	収集運搬車両	購入費 2,000
	積替保管施設	造成費 2,000 建設費 4,000
調 達 方 法	自 己 資 金	5,000
	借 入 金	20,000
	その他	※すでにある施設を用いるため、新たな資金は要しない。
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

新たに資金を必要としない場合は「その他」に理由を記載してください。

資産に関する調書（個人用）

令和 年 月 日現在

資産の種別	内容	数量	価格，金額(千円)
現金預金	定期預金		3,000
有価証券	株式	1,000 株	100
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地	自宅宅地 駐車場土地	110 m ²	20,000
建物	自宅	1 棟	12,000
備品			
車両	ダンプ	1 台	3,000
その他			
資 産 合 計			38,100
負債の種別	内容	数量	価格，金額（千円）
長期借入金			19,000
短期借入金			500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 合 計			19,500

産業廃棄物処理業に直接の関係ない資産や負債についても記載すること。
例：建設業でのみ使用している車両
住宅ローン等の借入金

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者の住所
氏名等を記載
すること

申請者

住 所 茨城県水戸市笠原町978番6

氏 名 茨城産廃株式会社

代表取締役 茨城 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(記載例)

■政令 6 条の 10 に規定する
使用人がある場合は必要

政令使用人証明書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
申 請 者 茨城産廃株式会社
氏 名 代表取締役 茨城 太郎
(法人は名称及び代表者)

下記のものは、当社の使用人であって、廃棄物の収集若しくは運搬の業に係る契約を締結する権限を有するものの代表者であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 10 に規定する政令使用人であることを証明します。

記

氏 名	水戸 二郎
本 籍 地	茨城県鉾田市鉾田 1367 番地の 3
住 所	茨城県鉾田市鉾田 1367 番地の 3
生年月日	昭和42年 6 月25日
役 職	営業部長

以上

申請書第 3 面に記載した
政令 6 条の 10 に規定する
使用人を記載

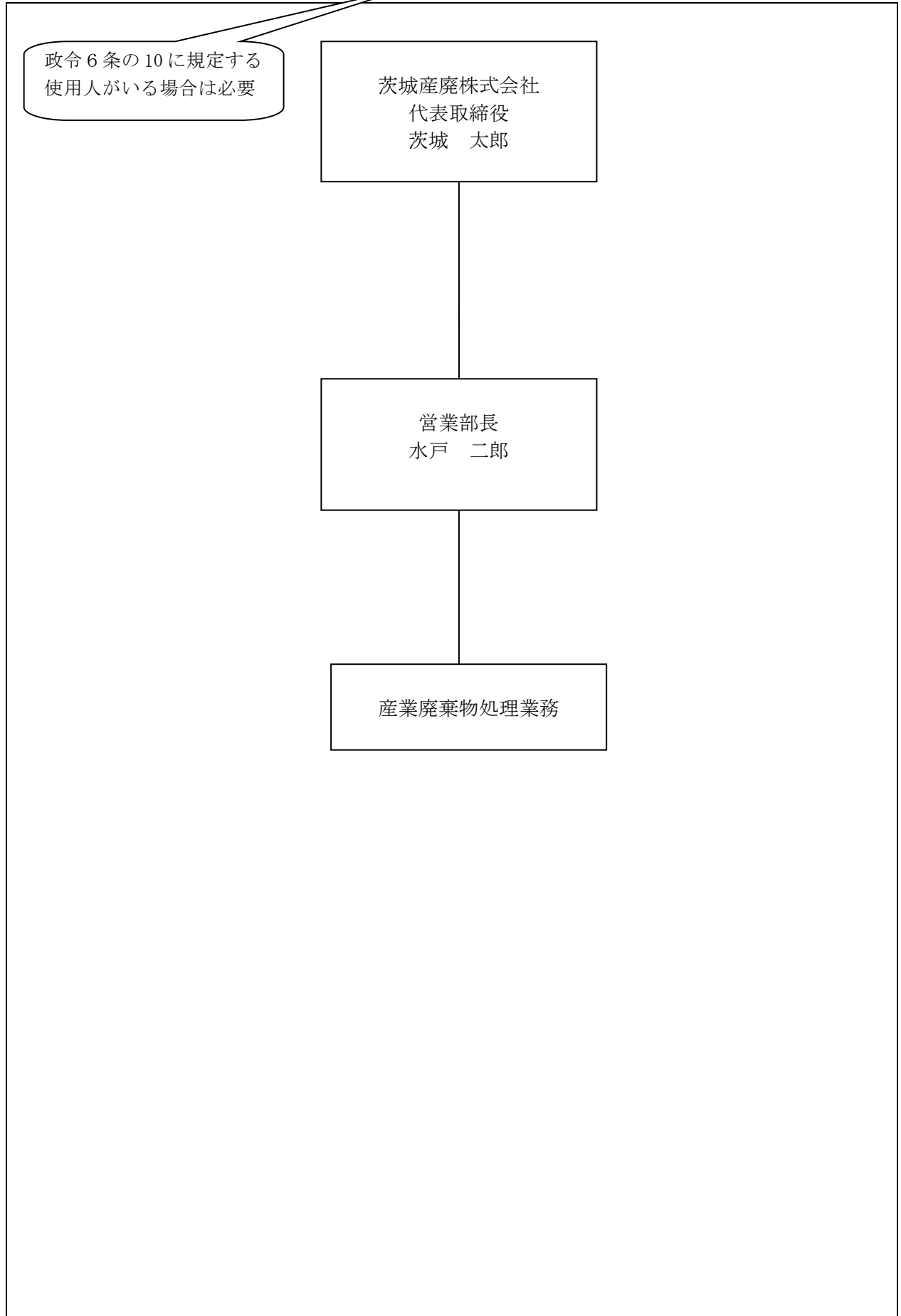
組織図

政令6条の10に規定する
使用人がある場合は必要

茨城産廃株式会社
代表取締役
茨城 太郎

営業部長
水戸 二郎

産業廃棄物処理業務



(記載例)

許可証等の受取希望媒体の意向確認書（収運、処分共通）

申請日 令和 年 月 日

住 所 茨城県水戸市笠原町 978 番地 6

事業者名 茨城産廃株式会社

電話番号 029-301-3033

産業廃棄物処理業（収運、処分）許可証番号
第 ○○○○○○○○○○号

更新許可の場合には許可
番号を記載
新規は許可番号は不要

許可種別 収運（積替保管を 除く ・ 含む ）

処分

産業廃棄物処理業許可申請等に係る交付物（許可証等）の受取媒体については、以

下のとおりとします。

電子交付はいただいたメールアドレス
宛に許可証の PDF データを送付します。

受取希望媒体 (希望する方に☑)	☐ 紙	☒ 電子
メールアドレス (電子交付を希望の場合のみ記入)	*****@****.***	

<備考>

- ・ 電子交付を受け取ることのできる機器はパソコンのみとなります。
スマートフォンやタブレットでは受け取ることができません。
- ・ 行政書士等の代理人を通じて申請を行う場合、代理人の方が電子交付による許可証等の受領を希望する場合には、代理人の方のメールアドレスを記載願います。
- ・ 申請から許可決定までの間に交付方法に係る意思が変わった場合（紙⇄電子）について、当初電子交付を希望していた場合に、後から紙交付に変更した場合、実費相当額（150 円）をお支払いいただくことで対応いたしますが、当初紙交付を希望していた場合に、後で電子交付に希望した場合、既に納められた手数料を返還することはできません。
- ・ 許可証等の交付後には、交付方法の変更に応じることはできません。

申請者名（ ）

1 損失の理由及び改善計画書

コロナ禍の不景気に伴い、取引が減った。
〇〇や××等の設備投資をした結果、第〇期において赤字を計上した。

第〇期から〇〇の見直すことにより、経費削減を行っていく。
第〇期から改善策として〇〇を実施することで、第〇期から繰越損失
の解消が見込める。

2 五カ年の収支計画書

単位：

(五カ年の収支計画)					
会計年度					
売上高					
売上原価					
販売費及び 一般管理費					
営業利益					
営業外収益					
営業外費用					
経常利益					
特別利益					
特別損失					
法人税充当額					
当期純利益					

■繰越損失が発生した主な理由を記載してください。
■事業改善の具体策、今後の見通し（現に改善中の場合は、これまでの効果、今後の見通し）場度を記載してください。

直前期の繰越利益剰余金

円

※ 損失の理由及び改善計画書、五カ年の収支計画書は、特定の条件に該当した場合のみ提出が必要となります。

詳細については、許可申請書及び添付書類についてのご案内をご確認ください。

＜経理的基礎に係る書類の作成上の留意点＞

○ 損失の理由について

- ・ 損失が発生した会計年度、理由及び金額等について具体的に記入してください。
(記載例.「コロナ禍の不景気に伴い、取引が減った」、「〇〇や××等の設備投資をした結果、一時的に赤字が出た」等)
- ・ 特別損失(貸倒損失、固定資産売却損等)による場合は、当該特別損失が発生した会計年度、理由及び金額等を記入してください。また、今後の発生の見込みを記入してください。

○ 改善計画について

- ・ 直前期の実績を踏まえて、講じる改善計画の内容を具体的に記入してください。
- ・ 改善策が経費削減なのであれば、削減する経費の費目、削減金額、削減の方法等を具体的に記入してください。「経営努力により諸費用を削減する」というような抽象的な説明は避けてください。
(記載例.「第〇期から〇〇の見直すことにより、経費削減を行っていく」、「第〇期から改善策として〇〇を実施することで、第〇期から繰越損失の解消が見込める」)
- ・ 負債の内訳に役員からの借入れがある場合には、確定申告に使用した借入金の内訳書の写しを添付し、具体的な借入額を記入してください。

○ 五カ年の収支計画書について

- ・ 単位については、「円」「千円」など適宜記入してください。
- ・ 直前3期分の実績と五カ年の収支計画が大幅に乖離している場合には、別途説明資料の提出を求める場合があります。
- ・ 売上高は、売上高の合計額だけでなく、産業廃棄物処理業、その他主要事業の売上高の内訳についても記入してください。
- ・ 売上原価は、合計額だけではなく、主要な費目、削減予定の経費の内訳についても記入してください。
- ・ 販売費及び一般管理費は、合計額だけではなく、主要な費目、削減予定の経費についても記入してください。
- ・ 様式の行数が不足する場合には、適宜行を追加して使用してください。

※ 債務超過が多額であり、かつ、直前3年間の実績、損失の理由及び改善計画の内容を踏まえ、経理的基礎を有していることが確認できない場合等は、更なる追加書類を提出していただく場合があります。ご不明な点がある場合には、廃棄物規制課宛、事前にお問い合わせください。